

学校法人 **高崎健康福祉大学**

中 期 計 画

令和8年4月～令和14年3月



目 次

第 1 章 計画の趣旨及び位置付け	1
第 2 章 計画期間及び対象	2
第 3 章 法人一体型計画とする基本的考え方	3
第 4 章 現状認識及び課題	4
第 5 章 法人中期ビジョン及び重点戦略	6
第 6 章 計画の推進体制及び進行管理(PDCA)	11
第 7 章 評価指標及び数値目標の考え方	12

第1章 計画の趣旨及び位置付け

本中期計画は、学校法人高崎健康福祉大学（以下「本法人」という。）が掲げる建学の理念に基づき、教育、研究及び社会貢献の各機能を着実に推進するとともに、健全かつ持続可能な法人運営を確保することを目的として策定するものである。計画期間は、令和8年4月から令和14年3月までの6年間とする。

本法人は、前中期計画（令和2年4月～令和8年3月）において、教育の質的転換及び内部質保証体制の整備を重点課題として掲げ、教学マネジメントの確立に向けた取組を進めてきた。前中期計画における各年度の事業計画は、大学各学部・学科、高校、幼稚園及び事務所各部門等の年度事業計画と連動して実施してきた。これまでの経験から、現在財務運営や教育体制の点検を通してそれぞれの改善方策やその仕組みが構築される方向にある。これらの取組により、計画に基づく事業の実施、点検・評価及び改善の循環は、大学を中心に法人全体へと一定程度定着し、教育活動及び法人運営の両面において成果を上げるに至っている。一方で、こうした成果は、制度や体制の整備が主であり、今後はその実効性や社会に対する説明力がより一層問われる段階に入っている。

また、本法人を取り巻く外部環境は大きく変化している。少子化の進行、進学動向の多様化、高等教育機関に対する質保証及び情報公開の要請の高まり、さらにはDXや生成AIをはじめとする技術革新は、教育内容や運営手法の見直しを迫る要因となっている。こうした環境変化に的確に対応しなければ、教育の質の維持・向上及び安定的な法人運営は困難となる。

このような状況を踏まえ、本計画は、前中期計画により構築された基盤を発展的に継承しつつ、教育成果の可視化、内部質保証の高度化、組織力及び経営力の強化を中核とした次の段階へ進むための基本方針を明確にするものである。本計画は、単なる目標の列挙ではなく、法人全体として共有すべき方向性を示し、本法人が設置する大学、高等学校、幼稚園及び各部門が具体的な取組を展開するための指針として位置付ける。

前中期計画期間においては、教育活動のみならず、法人運営の在り方についても一定の整理と改善が進められてきた。特に、年度事業計画を通じて中期計画の内容を具体化し、その達成状況を自己点検・評価により検証する仕組みが定着したことは、本法人の運営上の大きな成果である。これにより、従来は個別に行われがちであった取組が、計画的かつ組織的に実施されるようになり、改善の視点を共有する基盤が整えられた。

一方で、少子化の進行や教育ニーズの多様化、高等教育機関に求められる説明責任の高度化等、本法人を取り巻く環境は大きく変化している。こうした状況を踏まえ、本計画は、前中期計画で構築された基盤を発展的に継承し、教育成果の

可視化、内部質保証の高度化、組織力及び経営力の強化を図るための指針として位置付ける。

本計画は、これまでの取組を踏まえつつ、成果と課題を整理し、中長期的視点から本法人の進むべき方向性を示すものであり、本法人が設置する大学、高等学校、幼稚園及び事務部各部門が共通の認識の下で行動するための基盤となることを意図している。

第2章 計画期間及び対象

- 1 本計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間とする。
- 2 本計画は、本法人が設置する高崎健康福祉大学、高崎健康福祉大学高崎高等学校及び高崎健康福祉大学附属幼稚園を対象とする。
- 3 本計画は、大学、高等学校及び附属幼稚園を個別に捉えるのではなく、法人全体としての教育方針、運営方針及び中長期的な経営の方向性を示す「法人一体型中期計画」として策定する。
- 4 本法人が設置する大学、高等学校、幼稚園における具体的な取組内容及び数値目標については、本計画に示す基本方針を踏まえ、年度事業計画において具体化するとともに、内部質保証体制の下で点検・評価を行い、必要に応じて改善を図るものとする。
- 5 本計画は、中期的な方向性を示すものであり、個々の具体的施策や事業内容については、年度事業計画において明らかにするものとする。年度事業計画は、本計画に掲げる方針及び重点戦略を踏まえて策定され、実施状況については点検・評価を行い、その結果を次年度以降の事業計画及び取組に反映させる。
- 6 このように、本計画と年度事業計画、点検・評価を一体的に運用することにより、計画の形骸化を防ぎ、実効性のある中期計画として推進する。

第3章 法人一体型計画とする基本的考え方

本計画は、高崎健康福祉大学、高崎健康福祉大学高崎高等学校及び高崎健康福祉大学附属幼稚園を対象とした法人一体型中期計画として策定するものである。大学を中核としつつ、高等学校及び附属幼稚園がそれぞれの教育段階に応じた役割を果たし、相互に連携することにより、法人全体としての教育力及び社会的信頼を高めることを基本的な考え方とする。

大学は、平成13年の開学以降も「人類の健康と福祉に貢献する」という建学の理念の一層の具現化を求めて学部学科の増設を繰り返し、現在では5学部9学科を擁する総合大学へと発展している。そこでは、人々の健康の維持・増進、社会の健全な発展、それらの基盤となる情報技術などエッセンシャルワーカーを始めとする高度職業人の養成に努めている。そのため、これまで教育課程の体系化、学修成果の把握及び評価、内部質保証の運用に重点的に取り組んできた。令和8年度4月には心の健康を支える人材の養成を目的として心理学科を新たに開設した。

また、大学における教学マネジメントは、前中期計画期間中には大学運営協議会を中心としてその枠組みが整備され、教育上の成果及び課題が組織的に共有されるようになった。その成果として、内部質保証体制の構築により、点検・評価結果を次年度以降の改善につなげる仕組みが確立されようになった。これらの取組は、大学における教育改善にとどまらず、法人運営全体の質を高める基盤となっている。

一方、高等学校及び附属幼稚園は、地域に根差した教育の実践を通じて、本法人の教育理念を社会に広く浸透させるとともに、安定的な法人運営を支える重要な役割を担っている。

本計画においては、こうした大学を中心とした取組を法人全体へと広げ、高等学校、幼稚園とも共通の視点を持って運営を行うことが大切である。具体的には、本法人が設置する学種間での連携、教育の質の確保及び改善、組織運営の透明性、説明責任の在り方について、法人としての基本的な考え方を共有し、各設置学種（大学、高等学校、幼稚園）間がそれぞれの特性に応じて実践する体制を構築することを目指す。

また、法人一体型計画とすることにより、教育活動、組織運営及び財務運営を個別最適ではなく全体最適の視点から捉えることが可能となる。限られた資源を効果的に活用し、将来を見据えた計画的な投資及び人材配置を行うためにも、法人全体としての方向性を明確にすることが不可欠である。

本法人は、本計画を通じて、設置学種間の役割分担を明確にしつつ、相互の連携を強化し、教育の質、組織力及び経営力を総合的に高めることにより、地域社会及び関係者から信頼され、選ばれ続ける学校法人となることを目指す。

また、法人一体型計画とすることにより、設置学種間の連携を形式的なものに留めるのではなく、実質的な協働関係へと発展させることが可能となる。大学において蓄積された教育改善の手法や点検・評価の考え方は、高等学校及び附属幼稚園の保育・教育活動や運営改善においても参考となるものであり、法人全体として教育の質を底上げする効果が期待される。

本計画では、高等学校及び附属幼稚園の役割を明確にしつつ、それぞれの特性を生かした学種間の連携を一層推進することで、法人全体としての一体感を醸成し、持続可能な発展につなげることを目指す。

第4章 現状認識及び課題

1 外部環境の変化

我が国における少子化は今後も進行することが見込まれており、高等教育機関及び初等中等教育機関のいずれにとっても避けて通ることのできない課題である。進学者数の減少に加え、進学先の選択においては、教育内容の質、進路実績等がこれまで以上に重視され、そのためにも学修成果の見える化が求められる。

また、高等教育機関については、教育の質保証を中心とした説明責任の強化が求められており、認証評価制度をはじめとする外部評価においては、単なる制度整備ではなく、教育活動の改善につながっているか、学修成果がどのように把握・活用されているかが問われる。さらに、DXや生成AIをはじめとする技術革新は、教育方法や学修環境のみならず、大学及び学校法人の運営の在り方そのものに影響を及ぼしている。これらの技術を適切に活用し、教育の質の向上や業務の効率化につなげることができるか否かは、今後の競争力を左右する重要な要素となる。

2 内部環境の到達点と課題

前中期計画期間において、本法人は内部質保証体制の整備を進め、年度事業計画、自己点検・評価及び改善の仕組みを構築してきた。特に、大学においては、大学運営協議会を中心に、教育成果や課題を組織的に共有し、改善策を検討する

枠組みが定着している。しかし、学修成果の把握や教育改善の手法については、学部・学科間でのばらつきがあり、全学的な視点での整理と共有が今後の課題となっている。こうした取組は、主として大学を中心に進められてきたが、法人全体としての視点から整理・活用するには至っていないのが現状である。

また、組織・人材の面においては、教職協働の取組が進展しているものの、中長期的な人材育成方針や専門性の継承については、必ずしも十分に体系化されているとは言い難い。DXについても、個別の取組は進められているが、法人全体としての戦略的な位置付けは今後の検討課題である。

3 高等学校及び附属幼稚園を含めた法人全体としての課題

高等学校及び附属幼稚園においては、それぞれの教育段階に応じた教育活動が安定的に実施されてきた。一方で、少子化の進行、人々の価値観や教育ニーズの多様化を踏まえると、法人全体としての方向性の中でそれぞれの役割を再認識し、高等学校においては更なる教育の充実と進路実績の向上、附属幼稚園においては地域における保育、教育の制度的見直しを図る必要がある。

4 教育環境・学生を取り巻く状況の変化

大学教育を取り巻く環境においては、学生の多様化が一層進んでいる。学力、進学動機、将来志向は多様であり、画一的な教育方法のみでは十分な教育成果を上げることが難しくなっている。このため、学生一人ひとりの学修状況を的確に把握し、きめ細かな支援を行う体制の重要性が高まっている。そのため、従来の教員から学生への一方法の教育を改め、現在では双方向による授業が一般化しており、学生の授業への取り組みに積極性が見受けられるようになっている。また、教員間相互の授業参観は制度化されているとは言い難いが、授業改善に大きな役割を果たす要素がある。そのため、本中期計画において教員相互の授業参観の制度化を進めることが重要である。

国家試験や資格取得を目指す学部・学科においては、学修成果を定量的に把握するとともに、その結果を教育改善に結び付けることが不可欠である。前中期計画期間においては、各学部・学科において国家試験対策や資格取得支援が実施され、一定の成果を上げてきた。しかし、今後はその取組を体系的に整理し、全学的な視点から共有することが求められる。さらに、学生支援の在り方についても、学修支援のみならず、キャリア形成支援、生活支援、心理的支援等を含めた総合

的な対応が必要となっている。これらの取組を教育成果の一部として位置付け、点検・評価の対象とする視点が、次期中期計画における重要な課題である。

第5章 法人中期ビジョン及び重点戦略

1 法人中期ビジョン（令和8年4月～令和14年3月）

本法人は、建学の理念に基づき、教育の質保証を中核とした学校法人として、学修成果及び教育成果を社会に対して説明できる体制を確立することを中期的な目標とする。そのために、大学、高等学校及び附属幼稚園がそれぞれの役割を果たしつつ、法人全体として教育力、組織力及び経営力の向上を図り、地域社会から信頼され、選ばれ続ける学校法人となることを目指す。

2 重点戦略

本計画における重点戦略は、前中期計画の成果及び課題、並びに近年の事業計画及び点検・評価の結果を踏まえて設定するものである。各重点戦略は独立したものではなく、相互に関連し合いながら、本法人全体の中期ビジョンの実現に資することを意図している。また、重点戦略は抽象的な理念にとどまるものではなく、年度事業計画において具体的な取組として展開され、点検・評価を通じて改善されることを前提としている。このため、実行可能性と継続性を重視した内容とする。

I 教育の高度化と学修成果の保証（主として大学）

教育課程の体系性を一層高めるとともに、学修成果を的確に把握・評価する仕組みを整備し、教育の質保証を強化する。国家試験、資格取得及び就職実績等を含めた教育成果を総合的に捉え、教育改善に活用するとともに、社会に対して分かりやすく示すことを目指す。教育の高度化に当たっては、単に教育内容を充実させるだけでなく、学生がどのような能力を身に付け、どの程度達成できているかを明確にすることが求められる。本学では、これまでに高校生やその関係者にアドミッション・ポリシーを提示し、本学への入学生に対してはその専門性に即したカリキュラム・ポリシーによるカリキュラムを整備し、そしてディプロマ・ポリシーを掲げて卒業時における学生自らの成長のための指針を示してきた。これら三つの方針を基盤とした教育課

程の整備と教育実践を進めてきたが、今後は学修成果の測定方法や活用方法を一層明確化する必要がある。

学修成果の把握については、国家試験、資格取得、就職実績等の定量的指標に加え、学生の成長や到達度を多面的に捉える視点を取り入れることが重要である。これらの成果を教育改善に活用するとともに、社会に対して分かりやすく示すことで、本学の教育の質に対する信頼を高める。

II 内部質保証及び教学マネジメントの高度化（法人横断）

内部質保証会議及び大学運営協議会の役割分担を明確にし、点検・評価結果を改善及び意思決定に確実につなげる仕組みを構築する。法人全体として質保証の視点を共有し、教育活動及び運営の質の継続的向上を図る。

III 組織・人材・DXの推進

教職協働を一層推進するとともに、計画的な人材育成及び人材配置を行う。併せて、教育及び業務におけるDXを段階的に推進し、組織全体の効率性及び専門性を高める。組織・人材の分野においては、これまでの取組を踏まえつつ、中長期的な視点に立った人材育成と組織運営が求められる。特に、専門性を有する職員の育成、知見やノウハウの継承、教職協働の深化は、今後の法人運営において重要な課題である。

DXの推進については、単なる業務効率化にとどまらず、教育の質向上や学修支援の高度化につなげる視点が不可欠である。段階的かつ計画的に取組を進めることで、組織全体の対応力を高める。

IV 研究・社会連携及び地域貢献

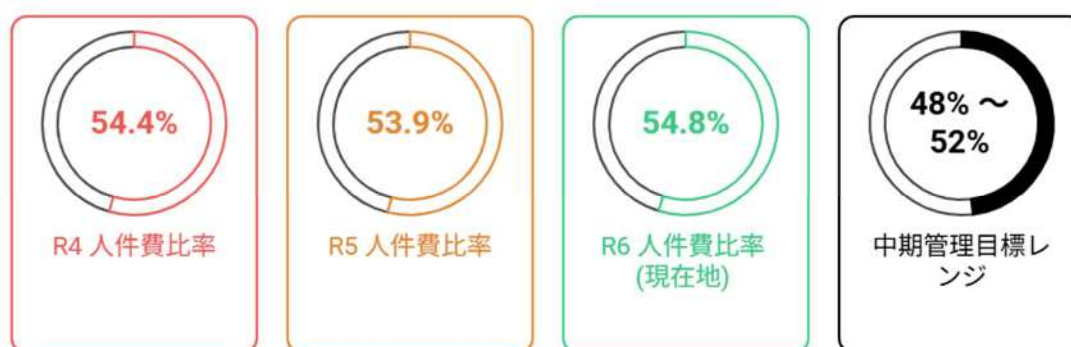
研究活動及び社会連携を戦略的に推進し、地域社会との協働を通じて、本法人の社会的評価を高める。地域貢献活動については、その成果を可視化し、積極的に発信する。

V 財務基盤及び施設整備の安定化

本法人は、過去3年間の財務状況及び財務比率の推移を踏まえ、引き続き健全な財務基盤の維持を基本とする。次期中期計画期間においては、単年度の収支改善に偏ることなく、中長期的視点に立った安定的な法人運営と、教育の質向上に必要な投資との両立を図る。

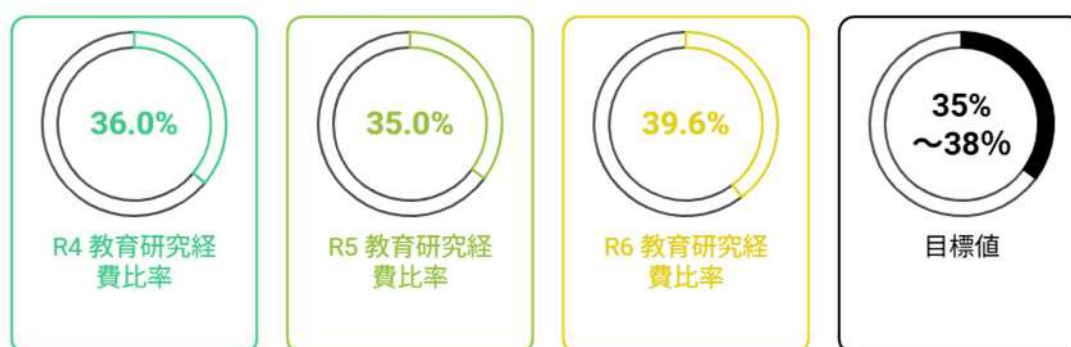
人件費比率については、教育の質を確保しつつ、概ね経常収入の48～52%程度を目安として適正に管理することを基本とする。人材は教育の質を支える重要な基盤であることから、過度な抑制を行うのではなく、教育内容の充実及び組織力の向上に資する人材配置と計画的な人材育成を行う。

人件費比率の推移と目標



教育研究経費比率については、教育活動の充実を最優先とし、35%以上38%以下の水準を維持することを基本とする。教育研究環境の整備や学修支援の充実に必要な経費については、戦略的に配分し、教育成果の向上につなげる。

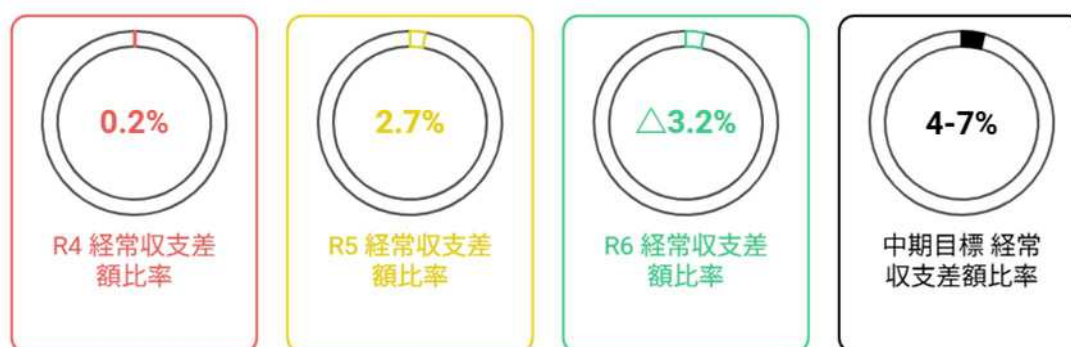
教育研究経費比率の推移と目標



教育研究経費比率は目標値を上回っている。

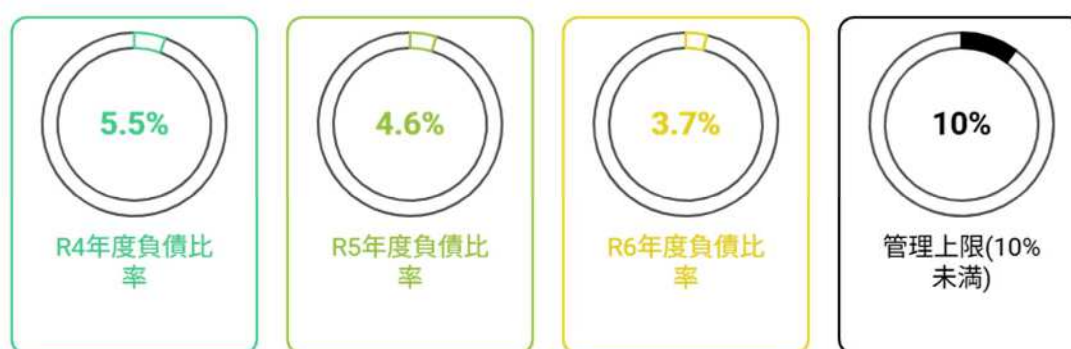
経常収支差額比率については、過去の改善傾向を踏まえ、**中期的に4~7%程度の安定した黒字基調**を目指す。将来を見据えた教育投資及び施設整備を計画的に進めるとともに、財務の健全性とのバランスを確保する（令和6年のマイナスは、保健医療学部新校舎の建設による）。

経常収支差額比率の推移と目標



負債については、これまでの低水準を維持することを基本とし、**負債率10%未満**を目安とする。法人の発展に資する投資については、中長期的視点から慎重に判断し、健全性を損なわない範囲で活用する。

負債率の推移と目標



負債率は着実に減少し、管理目標を下回ってる。

これらの財務管理方針に基づき、本法人は、持続可能な財務運営を通じて教育・研究活動の質を支え、法人一体型の中期計画を着実に推進する。

VI 高等学校及び附属幼稚園の発展と連携

高等学校及び附属幼稚園における教育の質及び運営の安定を確保するとともに、大学との連携を通じて法人全体の教育力向上を図る。それぞれの特性を生かした取組を推進し、法人としての一体感を醸成する。

具体的には、高等学校は地域に根差した中等教育機関であることから、法人全体の教育基盤を支える重要な存在として位置付ける。少子化の進行や進学環境の変化を踏まえ、生徒一人ひとりの多様な進路希望に対応した教育の充実と、学校運営の安定化を中期的な課題とする。学力の向上及び進路実現に向けたきめ細かな指導を行うとともに、生徒の主体的な学びを促す教育活動を推進する。大学進学をはじめとする多様な進路に対応するため、教育課程の工夫や指導体制の充実を図り、教育の質の向上に継続的に取り組む。また、教育内容や学校の特色を積極的に発信し、地域から選ばれる高等学校となることを目指す。

法人が設置する高等学校の入学者の安定的確保は、高等学校の運営のみならず、法人全体の経営基盤の安定にも寄与する重要な要素である。さらに、高等学校と大学との連携については、生徒の進路意識の醸成や学習意欲の向上に寄与する。大学の教育・研究資源を活用した連携事業を段階的に進めることにより、法人一体型教育の実効性を高める。

次に、附属幼稚園において、社会環境及び制度の変化に的確に対応し、安定的かつ質の高い保育・教育の提供体制を構築することを重要な戦略と位置付ける。附属幼稚園は、令和8年度より施設型給付を受ける新制度の幼稚園へ移行し、令和9年度には幼稚園型認定こども園への移行を予定している。これにより、従来の幼稚園教育に加え、より多様な家庭環境や保育ニーズに対応した保育・教育の提供が可能となる。この制度移行に伴い、附属幼稚園の保育・教育機能の充実を図るため、現園舎の改築を行い、給食提供に対応した厨房設備の整備や零歳児、1歳児を対象とした保育室の新設を計画的に進める。これらの施設整備は、子どもの発達段階に応じた適切な保育環境を整えるとともに、安全・安心な保育体制の確立を目指すものである。本取組は、附属幼稚園単体の充実加えて、法人全体としての保育・教育基盤及び経営基盤の安定化にも資するものである。また、幼稚園型認定こども園への移行により、園児確保の安定性が高まり、地域における本法人の信頼性及び存在感の向上が期待される。

第6章 計画の推進体制及び進行管理（PDCA）

1 計画推進の基本的考え方

本計画を実効性のあるものとするためには、計画の策定にとどまらず、計画に基づく取組を着実に実行し、その成果及び課題を点検・評価し、改善につなげる仕組みを確立し、継続的に運用することが不可欠である。

本法人は、前中期計画期間において、年度事業計画と自己点検・評価を連動させる仕組みを整備してきた。本計画においては、これらの取組をさらに発展させ、中期計画、年度事業計画、点検・評価及び改善を一体的に運用することで、計画の形骸化を防ぎ、法人全体としての目標達成を図る。

2 推進体制と役割分担

本計画の推進に当たっては、理事会及び評議員会を法人運営の最高意思決定機関として位置付け、計画の進捗状況及び点検・評価結果について適切に報告し、必要な審議及び助言を受けるものとする。

大学においては、大学運営協議会を中心として、教育成果及び教学上の課題を全学的に共有する。そして、点検・評価の結果を整理し、改善策を検討する内部質保証会議の体制を維持・強化する。

高等学校及び幼稚園については、それぞれの運営体制の下でそれぞれ目的とする活動について点検・改善を行う。

法人としての共通課題や方向性については、必要に応じて法人内で情報共有を図る。

3 年度事業計画との接続

本計画に示す重点戦略及び基本方針は、年度事業計画において具体的な取組として展開するものとする。各年度の事業計画は、本計画の方向性を踏まえて策定し、達成状況については自己点検・評価を通して検証する。

点検・評価の結果については、大学運営協議会及び内部質保証会議において共有し、改善策を次年度の事業計画に反映させることにより、計画の継続的な改善を図る。

4 高等学校及び附属幼稚園を含めた進行管理の考え方

高等学校及び附属幼稚園においても、本計画の趣旨を踏まえ、それぞれの教育段階に応じた年度計画の作成及び点検・改善を行うものとする。大学を中心とした内部質保証の考え方を参考にしつつ、過度な制度化を避け、実情に即した形で運用することを基本とする。法人としては、高等学校及び附属幼稚園における教育の質及び運営の状況を把握し、必要に応じて支援や助言を行うことで、法人全体としての教育力の維持・向上を図る。

第7章 評価指標及び数値目標の考え方

1 評価指標設定の基本方針

本計画における評価指標については、教育成果、組織運営及び財務の各側面から総合的に設定する。財務に関する指標については、第5章に示した管理目標レンジを踏まえ、経年変化を重視した評価を行い、法人運営の改善に活用する。

評価指標は、本計画の重点戦略との対応関係が明確となるよう整理し、教育成果、組織運営及び財務状況等を総合的に把握できるものとする。

なお、財務に関する評価指標については、前章に示した管理目標レンジを踏まえ、人件費比率、教育研究経費比率、事業活動収支差額比率及び負債比率等を継続的に把握する。これらの指標については、単年度の数値のみで評価するのではなく、経年変化及び教育活動への影響を総合的に勘案し、法人運営の改善に活用する。

2 大学における評価指標の考え方

大学においては、学修成果の把握及び教育の質保証を中心に評価指標を設定する。具体的には、国家試験合格率、資格取得状況、就職実績、教育課程の改善状況等を主要な指標として活用する。これらの指標については、単年度の数値のみで評価するのではなく、経年変化を踏まえた分析を行い、教育改善に結び付けることを重視する。

3 高等学校及び附属幼稚園における評価の考え方

高等学校及び附属幼稚園においては、それぞれの教育目的及び教育段階の特性を踏まえた評価を行うものとする。高等学校においては、進路実績や教育活動の充実状況、附属幼稚園においては、教育環境の整備状況や保護者・地域からの信頼等を重要な観点として捉える。これらの評価は、大学と同一の指標で行うものではなく、高等学校及び附属幼稚園の実情に即した形で実施し、法人としての運営判断や支援の在り方に反映させる。

4 評価結果の活用

評価結果については、年度事業計画の改善、次期計画の検討及び法人運営の意思決定に活用する。評価を単なる確認作業に終わらせることなく、改善につなげることにより、本計画の実効性を高める。